



平成 19 年 3 月 23 日

各 位

本店所在地 堺市堺区戎島町 4 丁 45 番地の 1
会社名 株式会社 ユークス
(コード番号 4334 ヘラクレス)
代表者名 代表取締役社長 谷口 行規
問合せ先 常務取締役 品治 康隆
電話番号 072(224)5155 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 4 月 27 日開催予定の第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。

- ① 当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条 (機関) を新設するものであります。
- ② 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条 (株券の発行) を新設するものであります。
- ③ 単元未満株主の権利を定めるため、変更案第 10 条 (単元未満株式についての権利) を新設するものであります。
- ④ 株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するため、変更案第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) を新設するものであります。
- ⑤ 株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため、現行定款第 15 条 (議決権の代理行使) を変更案第 19 条 (議決権の代理行使) のとおり変更するものであります。
- ⑥ 書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 25 条 (取締役会の決議の省略) を新設するものであります。
- ⑦ 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することを可能とするため、変更案第 27 条 (取締役の責任免除) および変更案 32 条 (監査役の責任免除)

をそれぞれ新設するものであります。なお、第 27 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- ⑧ 社外監査役の責任限定契約の締結を可能とするため、変更案第 32 条（監査役の責任免除）の第 2 項を新設するものであります。
- ⑨ 上記のほか、会社法の文言に合わせた用語の変更、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 19 年 4 月 27 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 4 月 27 日（金）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号)	(商号)
第 1 条 [条文省略]	第 1 条 [現行どおり]
(目的)	(目的)
第 2 条 [条文省略]	第 2 条 [現行どおり]
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 [条文省略]	第 3 条 [現行どおり]
[新 設]	<u>(機関)</u>
	第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	① 取締役会
	② 監査役
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は、44,360,000株とする。ただし、 <u>株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、44,360,000株とする。
[新 設]	<u>(株券の発行)</u>
	第 7 条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u>
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 6 条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、</u> 取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。	第 8 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、</u> 取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>② <u>会社法166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>④ <u>第11条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対して売渡すべき旨を請求(以下買増請求という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売渡すべき旨を請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2 [現行どおり]</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する手続および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p><u>（基準日）</u></p>	<p>[削 除]</p>
<p><u>第11条</u> 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p>	
<p>2 前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>(招集) 第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを<u>行う</u>。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の基準日は、毎年1月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名なつ印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>[削 除]</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 [現行どおり]</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第20条 [条文省略] (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、<u>当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。 [新 設]</p> <p>(取締役の議事録)</p> <p>第22条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、<u>出席した取締役および監査役がこれに記名なつ印する。</u></p>	<p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 [現行どおり] (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>その決議をもって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、<u>その決議をもって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定する</u>ことができる。 (取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> [削 除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第23条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠つたことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 [現行どおり]</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後4年 内の最終の決算期に関する定 時株主総会終結のときまでと する。</p> <p>2 補欠として選任された監査役 の任期は、<u>前任者の残任期間</u> と同一とする。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第27条 監査役の報酬ならびに退職慰 労金は株主総会の決議をもつ てこれを定める。 [新 設]</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第28条 当社の営業年度は、毎年2 月1日から翌年1月31日まで とし、<u>毎営業年度の末日を決</u> <u>算期とする。</u></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年 以内に終了する最終の事業年 度に関する定時株主総会終結 の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役 の任期は、<u>退任した監査役の</u> <u>任期の満了する時までとす</u> <u>る。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第31条 監査役の報酬等は、株主総会 の決議をもってこれを定め る。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>当社は、会社法第426条第1</u> <u>項の規定により、任務を怠っ</u> <u>たことによる監査役（監査役</u> <u>であった者を含む。）の損害</u> <u>賠償責任を、法令の限度にお</u> <u>いて、取締役会の決議をもつ</u> <u>て免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1</u> <u>項の規定により、社外監査役</u> <u>との間に、損害賠償責任を限</u> <u>定する契約を締結することが</u> <u>できる。ただし、当該契約に</u> <u>もとづく責任の限度額は、法</u> <u>令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当社の事業年度は、毎年2 月1日から翌年1月31日まで <u>の1年とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)</p> <p>第29条 <u>利益配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して行う。</u></p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第34条 <u>当社は、定時株主総会の決議をもって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>期末配当金</u>として剰余金の配当を行う。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第30条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という。）</u>を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第35条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当金</u>として剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p>(除斥期間)</p> <p>第31条 <u>利益配当金および中間配当金が、<u>支払開始の日から満3年</u>を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満3年</u>を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>